大阪公立大学
Osaka Metropolitan University
学術情報リポジトリ

生活困窮者のジェンダー分析：貧困に耐える女性たち

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2016-04-14
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 島原, 三枝
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002906

人間社会学研究集録11(2015)，49-71（2016年3月刊行）

生活困窮者のジェンダー分析

貧困に耐える女性たち

島原三枝[1]

はじめに

近年、「格差」と「貧困」は日本社会の深刻な問題になっている。しかし、「格差」のどこまでが容認でき、どこからがそうはできない状態かという基準や、「貧困」が「どのような状態なのか」という明確な定義はない。

専門家による明確な定義のない「貧困」ではあるが、憲法で保障する「総て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（日本国憲法第 25 条第 1 項）から外れた、「あってはならない」（岩田 2007, p.9）状態であると考えられる。

筆者は、「生活困窮者」[2] を援助することを目的にした民間の事業で、支援員として働いている。この事業については後述するが、支援員の仕事は「あってはならない」状態にある人に、食糧や物品を支給することや、滞納している光熱水費を本人に代わって支払うことなどにより、その人が「あってはならない」状態から抜け出す手助けを行うことである。

筆者がこの仕事を行うなかで、気づいたことが２つある。１つは、メディア報道などで、母子世帯や高齢の女性など、女性の貧困がクローズアップされるなか、女性への支援はそう多くはないということ。もう１つは、助けを求めてくる生活困窮者の男女の多くは、家事労働などの生活の基盤となる活動や、他者や自分自身への配慮という、すなわち「ケア」を欠いた状態にあるということ。この２つの気づきから、筆者は「貧困」と「ケア」の結びつきについて考えた。

ケアは人が生きていくうえで欠くことのできない活動であることは、多くの人にとって当然のことである。しかし生活困窮者との関わりなかでは、それが当りまえであることに確信が持てなくなってしまうのである。それほどに、支援の場に現れ

---

[1] 大阪府立大学客員研究員。

[2] 「貧困」の定義がないように「生活困窮者」の定義もない。この事業では大枠として、食べる物がない状態にある人や、ガス・電気・水道が止まっていたり、家賃の滞納で家から追い出される寸前という状態にある人などを「生活困窮者」とみなしている。この事業は 2015 年４月に施行された『生活困窮者自立支援法』による制度ではない。

る生活困窮者の生活にはケアが欠けている。欠くことができないはずのケアを欠いた生活困窮者の事例から、ケアの大切さが見えてくるのではないだろうか。

本稿の目的は、第一に、生活困窮者という厳しい状態にある人たちの多くが、ケアを欠いていることから、貧困とケアの結びつきを検討し、これまで多くの女性が担ってきたケアという活動が、人の生活にとってどれほど重要であるかを明らかにすること。そして第二に、貧困な女性は統計では多数存在するが、支援の場にはあまり現れない。これらの女性たちが「支援を求めない」のは、「支援を必要としない」状況なのではないことを確認することである。

本稿の構成は「１．貧困研究の視点」を示し「２．現代の貧困」を検討する。「３．性別分業」では、女性の貧困の原因の１つに挙がる性別分業を考察する。その次に、筆者の生活困窮者への支援の「４．実践の事例」を示し、「５．生活困窮者のジェンダー分析」では、先行研究や調査と「４．実践の事例」に挙げた事例から、貧困とケアの結びつきを示す。

１．貧困研究の視点

おそらく多くの人は、生活困窮者がきれいに掃除や整理整頓がなされた部屋で暮らしているとは考えないだろう。それどころか、近年しばしば話題になる「ゴミ屋敷」状態での暮らしを想像する人もいるのかもしれない。このような想像はなされるものの、「貧困」と「ケア」の結びつきを主要な関心に置く調査・研究はあまりない。

今日、貧困研究の主流は、貧困状態にある人びとの「社会的排除」の問題に注目するもので、これらの人びとを「社会的包摂」（岩田 2007、阿部 2012）するための制度や政策の議論と、そのような制度や政策が承認されるような社会の構築を目指すものになっている。

かつて貧困研究は、個々の人びとの「生活」[3] に焦点を当てるものであった。「社会的排除」を問題にする今日の貧困研究では、「生活」が問われることは少なくなっ

[3] 「社会的排除」という概念は、1980 年代のヨーロッパで注目された（岩田 2007）。その後 1980 年代後半には、岩田はすでに「社会的排除」を用いているのだが、しかし、当時はまだ貧困研究の主な分析対象は「生活」であった（岩田 1987）。

た。このような貧困研究の流れのなかで、ケアを問うことは個人の生活に問題があるとした道徳主義的な貧困観での救貧制度の時代に逆戻りすることや、「自己責任論」に陥ると恐れられているのかもしれない。

岩田正美は社会的排除という概念を従来の貧困論に付け加えることが有意義であると述べ、その違いを以下のように説明する。

> 第一に社会的排除が常に「社会」との関係で用いられ、社会の中の個人を問う（人は社会を必要とする）と同時に、その社会そのものを問う（社会は人を必要とする）概念であることである。貧困がその社会関係の側面を包含したとしても、その焦点は個人の状態におかれるのに対して、社会的排除は、常に社会と個人の双方の関係に焦点づけられる。[4]

貧困の焦点である個人の状態は資源が不足（岩田 2008, p.43）していることだと岩田は言う。岩田と同じく社会的排除の概念を重要だとする阿部彩は、この個人の資源の不足を、「生活水準を保つための資源の欠如」と述べ、続けて、貧困と社会的排除の違いを「貧困とは『必要なモノやそれを得るための資源（おカネやその他の手段）がない』ことであるが、社会的排除とは、『社会から追い出される』ことである」（阿部 2011, p.5）と説明する。ここに見られるように「生活」は、貧困を説明する際に「生活水準」で用いられただけである。

日本経済のバブル期にはすでに、貧困や格差の問題を指摘している岩田は、この時期にはまだ「生活」に焦点を当てた貧困研究を行っていた。そのなかで、岩田は個人の生活を「人間の生命の維持再生産という本質」と定義している（岩田 1987, p.1）。この「生命の維持再生産」という人間の基盤は、「ケア」という活動によって支えられるものである[5]。しかし、ここで岩田は、人間の生命の維持再生産に経済活動を取り入れ、「何らかの職業に就き、収入を確保し、自由な『私生活』を基盤とする者」（岩田 1987, pp.2-6）と述べ、生活を社会関係と私生活の２つの領域に分割する。２つに分割された生活では、ケアは自由な「私生活」のなかに隠されてしまう。

「私生活」の領域にあるケアに岩田が言及するのは、世帯の縮小の議論において、

---

[4] 岩田 2008, p49。
[5] 上野千鶴子は「ケア」を包括的に論じる著書のなかで、「ケア」を「人間の生命を産み育て、その死をみとるという労働（再生産労働）」（上野 2011, p.21）であると述べている。

「世帯内の家事・ケアの担当者や追加就業の余裕を小さくする」と述べるところであり、その後「ケアの問題は近年の最大の福祉課題の 1 つである」（岩田 1987, p.12）と述べている。

このように、貧困研究のなかでケアは問題として提出される。岩田は、家事・ケアの担当者の性別については言及していないが、当時、社会問題化されつつあった高齢者への介護に関して、国が家族を「福祉資源」として位置付ける（岩田 1987, p.16）ことに危惧を示している。この家族による高齢者介護を社会問題化したのは介護者の女性たちであったように、生活の基盤となるケアを担当する者の多くは女性である。生活の基盤であるケア役割を担う女性は、市場での労働において不利益を被ることになり、それが女性の貧困の原因になる。

高齢女性や母子世帯の貧困も、このケア役割を担う女性の不利によって説明される。また、ケア役割を女性が担い、一家の稼ぎ手役割を男性が担うという性別分業が継続してきたことにより、現代の非婚化や晩婚化とそれに伴う出生率の低下が生じたと言われる。これは、近年、所得が減少する男性や非正規雇用で働く男性が増え、彼らは一家の稼ぎ手役割を担うことができないことから、結婚が遅く、あるいは結婚をしないために、子どもが生まれにくくなったということである。

若年女性の貧困研究で、宮本みち子は、「男性の賃金や雇用が不安定化した結果として、女性の未婚率も上昇している。今後、未婚・既婚にかかわらず働いて生活を支えなければならない女性は確実に増加する」（宮本 2015, p.8）と述べ、「将来経済的に不安定で親族も少ない女性が増加することが懸念される」（宮本 2015, p.9）と、今後も貧困な女性が増加すると考えている。宮本は、このような状況から「女性が貧困から抜け出す第一の道は結婚ではなく、男性と同様に安定した仕事を手に入れることだ」という議論を、日本よりも早い時期に女性の貧困が問題化されたアメリカの研究者から引用している（宮本 2015, p.5）。このように、現代の貧困研究の多くは、貧困の原因や解決と、また社会に参加するということからも労働を中心に置いている。

社会の中心に、「市場での労働」が置かれている現代の貧困を次項でみる。

2．現代の貧困

これまで、日本社会では「貧困」は過去の記憶や遠くの国の話であった。それが、1990 年代以降、所得の格差が拡がり続けるなかで、貧困が「再発見」(岩田 2007, p.9) されることになった。派遣労働者や非正規雇用者などを含むワーキングプアと呼ばれる人びとや、ネットカフェ難民やホームレスが増加することで、日本の貧困は「見えない」状態から、目に見える社会問題になった。

しかし、「はじめに」で述べたように、社会に合意された「貧困」の定義はない。このことに関して岩田は、「貧困の境界設定をめぐっては、今も論争が行われている」（岩田 2007, p.45）と述べ、また、貧困はその社会の受け止め方によって大きく異なることを示唆する。

> 他者に対する配慮や公正さについての異議申し立てがたえずなされるような、あるいは、社会を構成するメンバーの連帯や社会統合に焦点が当てられるような社会では、「あってはならない状態」の範囲が広くなり、そうではない社会では逆に縮んでいくのではないか。それは、貧困問題を社会の責務として進んで引き受けようとする社会の成熟度による違い、と言うこともできる。[6]

このように社会の価値判断と合意を必要とする貧困は、その基準の設定には困難がともなう。しかし、実務的に貧困か否かの境界線は必要である。その境界線は日本では制度的に定められた貧困の救済基準である生活保護基準が用いられる（岩田 2007, pp.48-9）。

公的扶助である生活保護制度は、近年、被保護世帯の増加や不正受給等がメディア報道により問題視されることが多くなっている。そのような報道の影響なのか、被保護世帯への偏見や非難を福祉実践の場でもよく耳にする。筆者は、生活保護基準とほとんど変わらない年金額で生活する高齢者が、たまたま出費がかさみ困窮した時に、支援を求められたことがある。支援の過程で生活保護制度への申請を勧めてみたのだが、「昼間パチンコしているのは、みんな生活保護（受給者）」、「（そのような怠け者とは私は違うので）福祉の世話にはなりたくない」（括弧内筆者補足）と言った。

---

[6] 岩田 2007, p.45。

その他、「生活保護だけは嫌だ」と言う生活困窮者はいる。だが、これらの生活保護の申請を拒否する人や制度を否定的に語る人たちのなかには、福祉事務所に「相談」に行った経験があり、そこで何らかの理由で「受け付け」されなかった人も含まれているようである。先の「昼間パチンコしているのは、みんな生活保護」と言った人も、福祉事務所に相談に行ったことがあると話していた。

みわよしこは、『生活保護リアル』（みわ 2013）のなかで、「生活保護に関する最大の問題は、多数の漏給（生活保護を必要とする人が受給できないこと）事例の存在である」（みわ 2013, p.19）と述べている。この「生活保護を必要とする人が受給できないこと」は、保護の捕捉率が低いということを指している。先の生活保護基準とほとんど変わらない収入で暮らしている人や、生活保護基準以下で暮らしている人たちがどのくらい存在するのかを、現在、日本では調査されておらず、捕捉率の低さは研究者の独自の調査や他の先進諸国との比較から指摘されている。

では現在、生活保護を受給しているのはどのような人たちなのか。厚生労働省発表の「生活保護の被保護者調査（平成 27 年 4 月分概数）」（2015）によれば、被保護実人員は 2,163,414 人、被保護世帯は 1,620,924 世帯、保護率は 1.7%である。世帯類型では、高齢者世帯が 792,209 世帯で、全保護世帯のなかでの構成割合が 49.1%を占めている。母子世帯は 104,241 世帯で、構成割合が 6.5%、傷病者・障害者世帯 442,006 世帯、27.4%、その他の世帯 274,944 世帯、17%を占める。このように、生活保護を受給している世帯のほぼ半数は 65 歳以上の高齢者世帯である。次に傷病者・障害者世帯が約 1/4 を占めている。

被保護者調査結果から、高齢者世帯と傷病者・障害者世帯で被保護者世帯全体の７割を超えている。このような日本の生活保護制度に関して阿部は、「生活保護制度は、限りなく『働けない人々』に対する残余的な制度となっているのである」と述べ、また、稼働年齢層にとっては生活保護の受給要件をクリアすることは困難であるとも述べている（阿部 2011, p.171）。

この調査の結果では、受給世帯の増加が問題視されている母子世帯が全体の 6.5%でしかないことが分かる。しかも、この母子世帯のなかの少なくはない人たちは就労し、その収入では不足する部分を生活保護で補っているのである[7]。

---

[7] 平成 24 年被保護の母子世帯は 108,982 世帯、そのうち 48,306 世帯（約 44%）が就労している。傷病・障害世帯では 445,387 世帯、うち 55,638 世帯（約 12%）が就労、その他の世帯 294,213 世帯、うち 92,071 世帯（約 31%）が就労している。

経済的な脆弱性が問題視される女性[8]であるが、被保護者の総数としては女性が男性を少し上回るものの、被保護世帯の半数を超える単身世帯では、男性の単身世帯が女性の単身世帯よりも多くなっている。単身世帯の被保護者の年齢階層を見れば、女性の単身世帯が男性の単身世帯を上回るのは、75 歳以上の後期高齢者になってからでしかない[9]。

貧困な高齢の女性たちのなかには、高齢になって夫が先に亡くなることで貧困に陥る場合も多い。内閣府による「平成 22 年度版 男女共同参画白書」にある「生活困難な状況に置かれた男女の状況」(2010)[10]では、65 歳以上の単身女性の相対的貧困率は 52.25%、男性は 38.31%である。このなかで生活保護制度につながっている比率を、一人暮らしの高齢者統計と被保護者調査から割り出してみると、まず、65 歳以上の一人暮らしの高齢者は統計では、女性は 3,405,000 人、男性は 1,386,000 人である。そしてこの同じ年の被保護者調査における、被保護の 65 歳以上の単身世帯では、女性 302,417 世帯、男性 235,694 世帯という結果になっている。これらの調査から「65 歳以上の 1 人暮らし」の女性の保護率は 8.88%、そして男性は 17.00%になる。先の単身の女性の相対的貧困率は 52.25%であり、そのうちの 8.88%、男性の相対的貧困率は 38.31%、そのうちの 17.00%が生活保護制度に捕捉されていることがわかる[11]。

高齢者以外の男女別年齢階層別相対的貧困率では、20〜24 歳の年齢階層で男性の方が女性よりも貧困率が高くなっているが、それ以降はどの年齢階層でも女性が高く、ことに 70 歳以降の高齢期では、差が拡大している（「平成 22 年度版 男女共同参画白書」）。このように、女性の貧困率は男性と比較して高くなっている。しかも、同じ高齢で 1 人暮らしであっても、女性の生活保護の捕捉率は、高齢 1 人暮らしの男性の約半分なのである。

阿部は、貧困等に陥るリスクは誰にでも存在するのだが、そのリスクは偏ってい

---

[8] 2011 年 12 月 9 日朝日新聞朝刊では女性の貧困問題が取り上げられている。この記事では、25 歳の男女が生涯生活保護を受給した場合の試算から、女性の方が男性よりも「1,300 万円多く、財政に与える影響も大きい」とまとめている。

[9] 平成 24 年被保護者調査において、総数 2,090,435 うち男性 1,034,259 人、女性 1,056,176 人。男性単身世帯 647,166 世帯、女性単身世帯 513,199 世帯。

[10] 詳しいデータは、『生活困難を抱える男女に関する検討会　報告書』による。

[11] 相対的貧困率は『平成 19 年国民生活基礎調査』から割り出されたものと記されている。一人暮らしの高齢者の統計が平成 19 年のデータではなく平成 22 年のものなので、被保護者調査も平成 22 年度のものを使用した。また、65 歳以上の男女別人口で捕捉率を計算すると、男性の 1.9%（男性 1,240 万人）、女性の 1.82%（女性 1,661 万人）が補足されていることになる。

ると述べている。そして「生活困難を抱える人の属性を調べると、多くは、女性、低学歴など、労働市場における不利な条件を抱える人々、単身世帯や母子世帯などに偏在している」（阿部 2011, p.169）ことを指摘している。

現代の貧困の特徴は、労働市場における弱者である人びと、高齢者はもちろん、女性や障害者など、労働市場に参入できないか、あるいは参入しても非正規雇用という形態で働かざるを得ない人たちに現れるものになっている。これらの人びとの子どもたちもまた、貧困を免れない。そして日本社会では、労働市場での弱者の生活を保障するはずの生活保護制度が、多くのことに女性の生活困窮者を捕捉できていないところにも特徴がある。

また、本稿１項に記したように貧困研究において、現代の貧困は「社会的排除」をともなうと言われる。「社会的排除」が問題になるのは、飢えて死ぬことや、着る服も住む家もないという「絶対的貧困」の人が、それほどいない社会においてであり、現在の貧困の概念は「相対的貧困」（阿部 2011, p.63）と呼ばれるものになっていると阿部は述べる。また、阿部は「相対的貧困とは、その社会のほとんどの人が享受している『ふつうの生活』をおくることができない状態と定義される」（阿部 2011, p.65）と述べている。

見えやすく、わかりやすい「絶対的貧困」と比較すると、「相対的貧困」は貧困が見えにくく、見る者の価値判断に委ねられるところがある。最近、支援の場に、「子どもの食べ物もオムツもお金がないので買えない。支援して欲しい」とスマートフォンを操作しながら若い母親が相談に来た。窮乏しているようにはとても見えない若い女性の口から、「食べるものがない」という絶対的貧困状態が語られるのである。この女性のように貧困には見えない相談者の場合、しばしば支援する者は困惑する。筆者の事例は後述するが、現代の貧困は、阿部の言うように「絶対的貧困状態」ではなく、わかりにくくなっている。

次項では、現代の貧困の、ことに、女性の貧困の一因とされる性別分業について述べる。

３．性別分業

これまで述べてきたように、現代の日本で貧困は社会問題であり、なかでも女性

の貧困が深刻であることは報告されている。また、子どもの貧困も問題になり、「子供の貧困対策法」が 2014 年 1 月に施行された。貧困研究において、母子世帯の貧困問題は避けて通れないものになっている。このような女性の貧困の原因の 1 つに性別分業が挙がるのだが、この性別分業と貧困の関係は母子・父子世帯の状況からも確認することができる。

2011 年に国が実施した「平成 23 年度全国母子世帯等調査結果」(2011) において、母子世帯の 80.6%が就労しており、その年間平均就労収入は 181 万円であり、一方、父子世帯では年間平均就労収入は 360 万円である。また、大阪府の「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」(2015) [12] では平均収入は示されていないものの、母子世帯の年収は 150 万未満が 47.6%で、父子世帯では 150 万未満は 32.6%である。年収が 200 万円未満までは母子世帯の割合が高くなっているが、200 万円以上になると父子世帯の割合が高くなり、父子世帯は経済的には母子世帯より困窮してはいないと言えそうではある。しかしこの父子世帯と一般世帯とを比較すると父子世帯の平均収入もかなり低いものである[13]。この調査において、「本人の困りごと」の項目では、母子世帯では「家計（就労収入が少ない）」という経済問題がその多くを占めている。父子世帯においても「家計」が最も困っていることではあるが、「家事」に困っているという割合も高い。母子世帯も父子世帯と比較すればかなり少ないものの、「本人の困りごと」に「家事」を挙げている。

このような片親世帯の貧困の背景にも、日本の労働の問題がある。女性の労働と貧困について解説するなかで、竹信三恵子は以下のように説明している。

> そもそも、日本の男性が、青天井で長時間労働できるのは、家庭に主婦という女性がいて、仕事以外の労働を担ってくれるからにすぎない。また、女性の低賃金を補って「妻子を扶養」するために、男性は青天井で働くことを拒めない。[14]

---

[12] 「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」策定の為に調査が行われた。この調査における大阪府の状況では、母子家庭 4,524 世帯、父子家庭 361 世帯である。この調査の目的は「ひとり親家庭等をめぐる様々な状況やニーズを把握し、自立を促進するための支援のあり方や施策の方向性を計画に位置づけるため、アンケート調査を実施しました」というもの。調査期間は平成 26 年８月１日～８月 31 日。配布数 12,000 部。全回収数 5,592 部。有効回答数は 5,591 部。ひとり親世帯の中の寡婦世帯 706 件。

[13] 「国民生活基礎調査」による平成 24 年の 1 世帯当たりの平均所得金額は「全世帯」で 537.2 万円。

[14] 竹信 2010 http://web.icu.ac.jp/cgs/2010/10/post_42.html （2015/08/25 閲覧）。

性別分業と女性の貧困のつながりに関しては、多くの研究者が指摘するところである[15]。そして、女性の経済的な脆弱さは女性がケアする性である、つまり依存的な存在との関係が強いことによるという指摘はすでになされている（ファインマン 2009、Young 2009、キテイ 2010）。依存的な存在である子どもを抱えた母子世帯は、性別分業において稼ぎ手である男性を欠くことで経済的な困窮に陥る。そして父子世帯も、竹信が言うように「主婦」が家庭内で行う労働を欠くことで、経済活動に専念できないことから貧困問題を抱えることになる。

このように貧困の調査・研究において、子どもを含む女性の貧困は数字として示されるものの、その生活は明らかではない。また、女性の貧困については、「見たくない」[16]や、「貧乏な女性は昔からたくさんいた」という反応がある。貧困な女性の生活については、若年女性と「風俗」での就労を結びつけるルポルタージュなども出版[17]されている。しかし、性産業で働く女性が貧困女性のどの程度を占めるのかは明らかではない。

では、貧困男性の生活実態は明らかなのかと言うと、そのような調査もなされてはいない。しかし、男性が多い、貧困の極限とも思えるようなホームレスに関しては、調査・研究が蓄積されている。また、女性の貧困を指摘する研究者においても、貧困な人の生活として例示されるのは男性ホームレスである場合が多く、男性ホームレスは貧困を可視化する存在になっている（岩田 2007、阿部 2011）。

その「見えやすい」ホームレスのなかの、少数者である女性ホームレスの調査研究を丸山里見は行っている。丸山も女性の貧困については、性別役割分業と労働市場での女性の不利を指摘している。さらに、海外の研究者による日本の女性が経済的に自立していないという指摘から、日本で女性ホームレスが少ないことを以下のように説明する。

男性は賃労働をし、女性は家事労働をするという家族モデルが規範化された労働市

---

15 伊田久美子は性別分業により女性が行う「再生産労働」と貧困の結びつき、それらを「見えにくい」ものにするジェンダー構造を示す（伊田 2012）。

16 貧困女性に関する報告が中傷を受けたことに対して、伊田はそこにはジェンダー・バイアスがあることを指摘する（伊田 2013）。

17 「『女性の貧困』をエンターテイメントにするな」というブログでは、「シングルマザーが風俗でなんとか生計を立てている、といったセンセーショナルなルポがまた増えてきたように思います」と記されている（北条　2014 http://blogos.com/article/85449/　2015/08/25 閲覧）。他、インターネット上には、若年貧困女性の生活を「プア充」と名付けたものもある（橘玲 2014 http://diamond.jp/articles/-/63557　2015/08/25 閲覧）。

> 場や社会保障政策のもとでは、そこからはずれて、女性が独立した生計を営むのは容易ではない。そのことが女性に家から出ることを思いとどまらせ、たとえ家のなかでどれほどの困難に直面していても、そこからなかなか逃れられないように作用する。その結果、日本ではそもそも貧困に陥りやすい女性世帯自体が多くはないのである。これが、女性の野宿者が少ない理由のひとつであろう。[18]

この慣習化された性別分業は、ホームレスの女性の活動にも現れている。丸山の著作には、公園で元野宿者と現野宿者の女性が「繕いものをしながらおしゃべりをしていた」という場面がある。調査では女性ホームレスの、自炊や洗髪、洗濯物の干し方が聞き取られている。また、公園で暮らす夫婦が、性別分業に則る労働分担でお金を得ることや、性別ではなく所有する資源が少なく「扶養されている」男性が、料理や掃除、片づけ、洗濯、ペットの世話を担うという「世帯」もあることが記されている（丸山 2013, p.184）。

ホームレスも世帯を形成することで活動を分担し、ここでは女性よりもより資源を持たない存在がケアを担っている場合もあり、性別分業とは言えないが、経済的に脆弱な存在がケアを担うという分業が成立している。このような活動を分担するホームレスは、私たちがイメージするような、お風呂に何年も入っていないような身体に、ぼろぼろの衣服をまとい、さまよい、孤立する存在とは大きく異なっている。

孤立もまた貧困とのつながりが指摘される状態であるが、単身世帯と有配偶者を比較すると、単身者は有配偶者よりも貧困であることが調査によって示されている。阿部は「高齢者においても、勤労世代においても、配偶状況と貧困率には密接な関係がある。」（阿部 2008, p.37）と述べ、高齢男性の貧困について以下のように考察している[19]。

> 高齢の男性の場合、未婚者（40.9%）、離別者（28.1%）の貧困率は、有配偶者のそれ（16.9%）より大幅に高い。男性については、離婚や結婚といったイベント自体は所得の変化を伴わないと考えられるので、この差はむしろ「過去に所得が低く、今も継続して低い」人が、結婚しなかった、または離婚した確立が高いと考えるほうが自然であろう。[20]

---

[18] 丸山 2013, p.42。
[19] 高齢女性の貧困率は未婚者 42%、離別者 41.8%、有配偶者 17.5%。
[20] 阿部 2008, pp.37-8。

本稿 2 項に、高齢女性の貧困の原因の 1 つに配偶者の死があることを記した。しかし、男性の場合は、配偶者の死によって貧困に陥るのではなく、貧困であることが単身である、あるいは単身になる理由だということになる。

単身の高齢者は有配偶者よりも男女ともに貧困であること、母子・父子などの片親世帯が一般世帯よりも貧困であることは先に記した。母子・父子家庭や単身世帯の状況から性別分業は女性だけではなく、男性にとっても貧困の原因になっていると考えられる。しかし、どの調査を見ても男性よりも女性の貧困の方がより深刻な状況であると示されるのだが、この女性たちはどのように暮らしているのか。例えば、生活保護を受給していない、ホームレスでもない多くの貧困女性はどのように暮らしているのかは見えてこない。

筆者の経験においても、「生活困窮者」を支援する場に、女性はあまり現れなかった。調査・研究では数字としては多く確認される貧困女性であるが、その生活は見えないままなのである。

次項では、生活困窮者の事例を報告する。

4．事例の報告

本稿の「はじめに」に記したように、筆者が仕事で行う生活困窮者への支援では、年齢を問わず単身の男性からの支援の要請が多かった。また、貧困率が高い母子家庭よりも一般世帯の方が相談件数は多かった。相談件数の少なさや地域の偏りが、大規模な調査・研究とは異なる結果を生む可能性はある。しかし、貧困調査では明らかにされていない、個々の貧困世帯の生活状況は知ることができた。

この生活困窮者への支援事業は、大阪府の社会福祉法人による社会貢献事業として、主に高齢者施設を持つ社会福祉法人から基金を集めることで、生活困窮者へ現金ではなく現物で支援を行うものである。この事業は社会福祉法により、社会福祉事業を行う公益法人としての社会福祉法人が基金を出し、それを地域福祉の推進を責務とする社会福祉協議会が管理することで、地域貢献を行うことを目的にしている。

具体的な支援の内容は、食べる物がない人への食材購入、家賃の滞納による退去を避ける為に滞納の一部を支払うことや、光熱水費の滞納分の支払いなどにより、

ライフラインの停止などの状況を避けることが含まれる。このような支援は、１人に付き１回限り、10 万円までという約束で、社会福祉法人の基金を用いた支援を行うことができることによるものである。その他、相談援助や緊急的な食材の支援、施設に入所することになった高齢者などからの寄付によって集められた家電製品等の物品を、必要な人に届けるという支援もある[21]。

筆者は、2014 年４月から 2015 年３月までの１年間に大阪府内のある特定の地域[22]で 58 件の支援（電話での相談のみの場合もある）を行った。支援の対象世帯は、両親とその子どもなどの一般世帯は 14 件で、18 歳以下の子どもがいる母子世帯が５件（うち１件は夫が失踪、その後、死亡が確認された）、単身の男性が 30 件、単身の女性が９件であった。単身の女性の９名のなかの５名は 20 代から 50 代で、全員が知的障害や精神障害を持つ、あるいは疑われる人で、障害年金とともに生活保護を受給している人が２名であった。残りの４名は後期高齢者だった。

単身の男性は 30 代から 90 代までさまざまで、生活困窮の理由に失業を挙げる人が多かった。障害を持つ人や高齢者のなかには年金や生活保護を受給している人も含まれ、「年金を競艇で使ってしまった」や「保護費を落とした」という理由で支援を要請されることもあった。また、生活保護を申請し、保護費がもらえるようになるまでの「つなぎ」としての支援を行うこともあった。

大阪府全域では、経済的な支援を受けた人たちのみでは、この１年間に世帯の別のない計で、男性が支援の対象が 328 件、女性が支援の対象が 271 件になっている。2011 年の集計では、経済的な支援を受けた男性が 370 人、女性 238 人であった。2014 年の総数は若干減少し、女性への支援が増加しているが、やはり男性が女性よりも多くなっている。

筆者の支援の対象者と同じように他の地域においても、単身の男性への支援が多くなっているが、これは失業や派遣での労働の「雇い止め」を理由とする最近の傾向であると説明されることが多く、対象者自身が生活困窮の理由を「派遣切れ」と説明することもしばしばあった。

＜具体的な事例＞

以下に筆者が相談を受けた事例をいくつか挙げる。相談はまずは、当事者からではなく、どの相談も公的な機関から寄せられる。

---

21 リユースと呼ばれている。
22 特定の地域は、総人口、約 68 万人、総世帯数、約 24 万世帯。

① 単身の男性たち

「電気・ガス・水道も止まり、昨日（あるいは 2・3 日前）から何も食べておらず所持金も 100 円を切っている。緊急の食材を支援してもらえないか？」というような相談が、機関の職員からしばしば寄せられる。このような緊急な状況に陥っている相談の対象者は 50 代から 80 代の男性が多かった。相談を受けて、「袋に入ったラーメンを提供する。また、カセットコンロとボンベも貸出す」と申し出ると、「『それなら要らない』と言っている」という返事が機関の職員を通じて返ってくることが多かった。他には、電気はまだつながっているという男性に、米の提供を申し出たところ、「炊飯器がない」と言われたので、「炊飯器も提供する」と言ったのだが、「米が炊けない」と断られたこともある（50 代、80 代の２人の男性）。

② 母子家庭

「電気・ガス・水道が止まっている。学校に通う子どももいる。」という連絡をこどもの関係機関から受けた。この世帯は母子であった。母親は、電気料金の滞納により送電が停止されてからその後約２カ月間、電気が通っている間に炊いたご飯を炊飯器の中にそのままにしていた。部屋は、布団なのか床の上に敷かれたカバーなのか、袋に入った食べ物なのかゴミなのか、見わけがつきにくい状態だった。

③ 単身の男性（50 代）

妻と離婚後、転居し所持金が 80 円になったという相談があった。この男性は炊飯器や小さい冷蔵庫などの家電製品が付いている部屋で暮らしていた。介護関係の職場で働き始めたが、給料日まで食べ物がなく、購入するお金もない。夜間働けるダブルワークの先を探している。しかし、就労時に自分で準備する必要のある物（食堂の洗い場では長靴が必要）などがある。また、そこで「まかないのごはん」を食べるために毎回 300 円～500 円のお金が必要であると言う。必要な物を揃え、毎回「まかない」の食費を支払う現金はこの男性にはない。そこでダブルワークの先を探すのではなく、給料日までの食材の支援を申し出た。

「自分でごはんを作って食べ、また職場にもお弁当を持って行くことにするのはどうだろうか」と提案したが、「弁当を持ってきている者はいない。お金を稼ぎにいきたい」と不満そうであった。この男性は支援のなかに「１日２本のたばこも含めてくれ」と要求し、そのような自分の希望が通らないと感じたのか、ダブルワークの職探しを続けていた。

④ 単身の男性（30代）

幼い頃に母が亡くなり、その後、祖母が通ってくれる間は、「普通」に暮らしていた。しかし祖母も亡くなった後、この男性は中学卒業後に家を出て、家族とほとんど連絡を取らなかったと話した。昨年の秋、それまで4年間働いた仕事を辞めた。次の仕事が決まり、働き始めたが、お給料をもらうまで所持金が80円、食べるものもない。①の男性とは異なり、この男性は米や炊飯器の支援を受け入れた（つまり炊飯器を持っていなかった）。また、職場のみんながお昼ごはんを食べる時に、それまで「自分は（食べる物がないことを）ごまかしていた」（括弧内筆者補足）と言い、提供したカップラーメンを「お昼のお弁当にする」と喜んだ。

⑤ 介護する女性

母親の老齢年金と女性のパート収入で暮らしてきたが、母親の認知症状が進み、働ける日数が限られたため、収入が減り、ガス料金の滞納が続き、ガスが止まっている。家賃も滞納がこれ以上続けば、住宅を出ていかねばならない。ガスが止まって食事が作れないので、電気調理器を貸し出した。ガスが復旧するまで、この調理器を「便利だ」と使っていた。

⑥ 介護する男性

父親の介護のために仕事を辞めた。しかし、生活が立ち行かなくなり就労を決めた。就労先が遠く、朝早くに車で行かねばならない。ガソリン代としばらくの間の自分の昼食代を支援してほしいとの連絡があった。この男性は、支援が行えるかどうかを調べるための面談の日程調整の電話で、まだ面識もない支援員に「お金がないのに、父親はお菓子が食べたいとか言う。俺は食べたいものも我慢しているのに」と愚痴をこぼした。また支援員の「面談を行っても支援につながるかどうかはわからない」という説明に対して、「来れるなら、来てみろ」と激こうした。後日、面談を行うつもりで住居を訪ねたところ本人は不在で、要介護者であるはずの父親が玄関で対応してくれた。

先に記したように、筆者の支援の対象者はケアを欠いた状態の男性が多く、単身の女性からの支援の要請は少なかった。また、支援を行う側にも「女性ひとりであれば自分でなんとかできる（はず）」と言う感覚があり、ことに若い女性であれば性産業で働くことができるというニュアンスが含まれているように感じられた。その一方で、女性よりも自立していると考えられている男性たちは、「自分でなんとかできる（はず）」と支援の対象から外されることはなかった。

支援の対象者には、DV 被害者の母子世帯も数件含まれていたのだが、このようなDV 被害の母子世帯は、それまで暮らしてきた地域から着の身着のままの状態や、最低限度の身の回りの物だけを持って逃れてきている場合があり、家財道具を持っていないため、家電などの物品の支援を行うことが多かった。先に記したように、男性は女性よりも経済的な支援を受けることが多く、物品だけの支援は少ない。つまり支援を必要とした男性たちは、着の身着のままの状態でどこかから逃れてきて貧困に陥っているわけではなかった。

食べる物がないと支援を要請する人たちは、家に物が何もないわけではない。「テレビは見ない」という男性と、ホームレスでの生活から生活保護を受給することで、アパート暮らしを始めた男性、この２人以外にテレビを持っていない人はいなかった。また、携帯電話も（料金を滞納し、使えなくなっている場合が多かったが）ほとんど全員が持っており、スマートフォンを持つ人も多かった。

５．生活困窮者のジェンダー分析

この１年間、筆者が経験してきたさまざま生活困窮者の事例は、経済的な困窮とケア、あるいはケアする存在を欠くこと、この２つにつながりがあることを直観させた。もちろんすべての女性がケアする（できる）存在ではない。そのことは先に挙げた事例②によっても、またテレビ報道を書籍化した『女性たちの貧困』（NHK「女性の貧困」取材班 2014）のなかの、インターネットカフェで暮らす 19 歳の女性の母親を見てもわかる。この母親は 19 歳と 14 歳の娘と同じインターネットカフェで暮らし、娘たちの生活費の一定部分を支えているのだが、世帯を形成することやケアを放棄し、自分自身も貧困のなかに留まっていることを望むかのようである。

しかし、筆者が支援した貧困な人たちでは、ケアを放棄するのは男性が多かった。しかも彼らは自分自身のケアを放棄していた。生活困窮で助けを求める単身男性の住まいのいくつかは、足の踏み場もなく、異様な臭いも漂う惨憺たる状況であった。また、あまり物がなく部屋はきちんと片付いていた事例③の男性は、食事を自分で作る気がないためにか、「まかない付き」の仕事を探し求めていた。その行動は部屋に居ることを避けるかのようにも感じられた。

また、①の男性たちは数日「食べていない」と言いながら、ラーメンや米など、少し手をかけなければいけない物は、「もういい（要らない）」（括弧内筆者補足）と

言った。数日食べていないというのが事実ではないのならばよいのだが、もしも食べていないというのが事実であれば、この先も彼らはお金や出来あがっている食べ物が手に入れば食べ、それがなければ食べないという生活を続けていくのだろうか。

食べ物に関する支援では、長期にわたって食べる物がない状態が続く人の場合、食材の購入に同行する。買い物に同行すると食生活がよくわかる。彼らは、おそうざいやお弁当、冷凍食品など、すぐに食べられる物を選ぶことが多かった。これは買い物に行く時にお腹がすいていることもあるのだが、多くの人はこういった「高くつく」食糧を購入した。限られた費用のなかで、少しでも長い期間食べ物に困らないように、材料を買い、作って食べるという考えはあまりないようだった。また、どの人も「自分の買い物」がおおよそいくらになるという計算がほとんどできなかった。一般的に女性は「慣れている」こともあり、買い物の金額に見当をつけることができる人が多いのではないだろうか。

親の介護を行う人でも⑤⑥の男女はかなり違っていた。⑤の女性の場合は、母親が隣近所の部屋に勝手に入っていってしまうなどの行動をとることもあり、目を離すことができない状態が続き、仕事に行けない日が多くなり、貧困に陥ったというものであった。この女性は母親が通所介護施設に通う日には、アルバイトに行っていた。母親の年金とこの女性の就労収入、それでは不足するので生活保護制度を申請し、生活を立て直すことになった。

一方⑥の男性は事例で記したように、面識のない者への電話で「自分は食べたいものを我慢している」などと愚痴を言い、面談の約束をすっぽかし、介護が必要であるという父を１人にして出掛けていた。この男性とは２回電話で話しただけであったが、面談をすっぽかした時にお金を借りに行っていたとのことで、「サラ金でお金を借りた。それはお前たちのせいだ」というような内容の手紙を後から送ってきた。この「すっぽかし」や「抗議の手紙」から約３カ月後、「仕事を辞め、食べる物がないので助けてほしい」という連絡があった。

④の事例の男性は前職を退職してから、次の就職がなかなか決まらなかった。約半年後に働き始めたが、貯金も底をつき、食べる物もなく、給料日まで生活ができないという、③の男性と似たような状況で支援につながった。この男性は先に記したように、幼い頃に母親を亡くした後は、祖母がさまざまな面倒をみてくれていたが、その祖母が亡くなり、中学を卒業すると同時に男性は家を出て働き、家族と連絡を取ることがあまりなかったと言った。その後、父親が入院したことを福祉事務

所によって知らされ、他の家族の所在もその時に同時に知らされたとのだとも話していた。この家族は、ケアする者がいなくなったことでばらばらになってしまったようである。

「３．性別分業」に記したように、性別分業は女性の貧困のみならず、男性の貧困にも関係がある。性別分業が根強い社会では、母子世帯や単身女性の貧困は、「男性を欠くことによる」[23] ものであるとも言われてきた。女性がケアする性であるから、経済的に脆弱であるというのは、女性はケア役割を負うために、経済活動に専念することができず、経済活動に専念することがきる男性に依存せねばならないというものである。

一般的に経済的には女性の方が脆弱な存在であると言われ、女性の貧困が問題化された社会でありながら、生活困窮者への支援の場で単身の女性であれば自分で何とかできると言われる。事実、経済的に困っていると思われる女性の多くは相談の場に現れない。その一方で、経済的に脆弱ではないと言われる男性からの支援の要請が多く、彼らを自分で何とかできる存在だと言わないのはなぜだろうか[24]。貧困女性を性産業がすべて「救って」くれるわけではない。また、貧困で単身の中高年齢の女性たちがすべて「後妻業」[25] に就くわけでもない。

2015 年４月から『生活困窮者自立支援法』が施行され、それにともない各自治体[26] は相談援助事業を始めた。この１年間の筆者が取り扱った民間での生活困窮者支援の事業での状況を考えれば、この国が責務を負う生活困窮者支援制度においても、支援を受ける者の多くは男性なのではないか。そう考えるのは、この法の実施に先駆けていくつかの自治体が行った「生活困窮者自立支援相談窓口」から、連携という形で筆者は数件の相談を受け、相談はいずれも男性が世帯主である世帯か、単身の男性からのものであり、単身の女性や母子世帯からの相談はなかったからである。

繰り返しになるが、女性の経済的な脆弱さは「女性はケア役割を負うために、経済活動に専念することができず、経済活動に専念することがきる男性に依存せねば

---

[23] 依存的な存在（子どもや高齢者）をケアする女性は経済的には誰か（男性の中でも多くは夫）に依存せねばならい。女性の貧困問題は結婚によって解消されるとも言われてきた（阿部 2012、NHK「女性の貧困」取材班 2014）。

[24] 失業男性を支援する際に「リーマン・ショック後」という理由がしばしば用いられた。若い男性には、「日雇いで働く」という提案を行ったことがあった。

[25] 青酸カリを使い、交際相手や夫を次々に殺したとされる事件の新聞報道で、「独り身の女性も 60 歳を過ぎれば働き口もなく、収入の道がない。結婚すれば遺産を相続できると考えれば、それは収入を得る手段になり得ます」と直木賞作家がコメントしている（朝日新聞 2015/02/20 朝刊）。

[26] 福祉事務所のある自治体。

ならない」と説明される。しかし、この説明には、「ケア役割を担ってくれる存在を欠く男性は、しばしば生活困窮に陥る」という男性の脆弱さをつけ加えねばならないのではないだろうか。

また、男性は困ったことがあっても他人に相談しないとよく言われる。しかし、生活困窮者の場合、少なくとも筆者の受けた相談は男性の方が多かった。また、「２．現代の貧困」で示したように、同じように貧困で高齢単身の男女において生活保護を受給している男性は女性の約２倍であった。生活保護制度やその他多くの福祉制度は、当人が申請しなければ支援は受けられない。貧困な女性のなかには、自分自身が支援を受けることができるとは思っていない人や、支援の道があることさえ知らない人もいるのかもしれない。つまり自分で何とかするしかないと思い、何とかしているのではないかと想像できる。

この事例のなかには含まれていないが、２項で例示した「福祉の世話にはなりたくない」と言った女性は、５、６年前に夫が亡くなり月に約 12 万円の年金で暮らしている。この女性は年金額が自分と同程度で、生活が厳しいと新幹線内で自殺した男性のことをニュースで知り、「他人事とは思えない」と話していた。この女性は電気が止まりそうになり相談を受けたのだが、電気料金は立て替えただけで、次の年金受給月にお金を返してくれた。「年金が入ったらお米を買うことにしている」と生活を聞き取る調査のなかで話していた。

女性は、「貧しい女性はいつの時代でもいた」と言われるように、一定数の女性はこれまでも貧困であったし、現在もそうなのだが、これまでそれが問題にされてこなかったのは、女性たちは生活困窮に耐える力を持っているのか、あるいは耐えるしかなかったということではないだろうか。その力は、筆者の支援の対象者たちの多くが欠いているケアなのではないだろうか。

「自分自身や他人に配慮すること（ケア）」「食事や掃除、洗濯（家事）」「さまざまな支払い（家計）」などのケアは、性別分業において多くは女性が担ってきたものであり、そのどれもが生活のなかで当りまえに行われてきた。このような生活を維持するケアは市場での労働のように賃金が支払われるわけではないために、重要な活動とは考えられてはいない。しかし、生活困窮者の多くはケアを欠き、その生活は資源が不足しているというよりも、崩壊していると感じさせられた。

おわりに

女性の貧困は、「男性を欠くこと」によると言われる。単身世帯の貧困は、ことに夫が亡くなった後の高齢女性などで深刻であると報告されている。女性にとって配偶関係と貧困のつながりは強く、「男性を欠くこと」はことに、未婚や離死別女性の貧困率を高めている。また、男性のなかには結婚できない経済状況にある者が少なからず存在し、有配偶者との経済的な格差が大きいことも明らかにされている。これらの男性は、ケア役割を担う「女性を欠く」状況にある。

男性のケアの欠如と貧困の関係を問題にする文脈では、ことに高齢男性の孤立死が危ぶまれている（宮本 2012）。男性は孤立しがちであるという報告もメディアでしばしば取り上げられている。こうして、男性への注意が喚起され、男性は「ほっておけない」状態になっていく。一方で女性の孤立が危ぶまれることはない。また、生活困窮者支援の場にも現れず、「何とかやっている」とみなされる。

本稿の目的は、ケアが人の生活において重要であることを示すことと、この重要なケアを担うことが多い女性は、貧困でありながらも「何とか暮らしている」のは、女性のケアする能力によるのではないかと考え、ケアと貧困のつながりを示すことであった。支援の場に現れない女性たちの生活について「ケアの能力で何とかやっている」というのは想像でしかない。しかし、先行調査・研究が示すように貧困な女性は多く、その経済状況を見れば、支援を必要としていないのではないことは明らかだ。

現代の貧困は、ケアと結びついているのではないだろうか。

＜参考文献＞

朝日新聞（2011）2011 年 12 月 9 日朝刊１総合「単身女性３割強が貧困」。

――――（2015）2015 年 2 月 20 日朝刊２.社会「『後妻業』は現代の縮図」。

阿部彩（2008）「日本の貧困の実態と貧困政策」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義　著『生活保護の経済分析』東京大学出版会、pp.21-51。

――――（2011）『弱者の居場所がない社会　貧困・格差と社会的包摂』講談社現代新書。

――――（2012）「『女性の貧困』問題のほどき方」『現代思想』vol.40-15 青土社、pp.70-77。

――――（2014）『子どもの貧困Ⅱ―解決策を考える』岩波新書。
ファインマン、マーサ（2009）『ケアの絆―自律神話を超えて』岩波書店。
伊田久美子（2012）「女性の貧困はなぜ見えにくいのか」『現代思想』vol.40-15 青土社、pp.98-113。
――――（2013）「『女』を排除しない『共』の可能性」『現代思想』vol.41-9 青土社 、pp.90-97。
岩田正美（1987）「現代生活の枠組と社会福祉」江口英一編著『生活分析から福祉へ』光生館、pp.1-17。
岩田正美（2007）『現代の貧困―ワーキングプア/ホームレス/生活保護』ちくま新書。
岩田正美（2008）『社会的排除』有斐閣。
キテイ、 エヴァ（2010）『愛の労働あるいは依存とケアの正議論』現代書館。
丸山里美（2013）『女性ホームレスとして生きる』世界思想社。
宮本みち子（2012）「貧困単身者とケアのゆくえ」『家族社会学研究』24(2) pp.139-140。
宮本みち子（2015）「課題の設定―労働と家庭からの排除と貧困」小杉礼子・宮本みち子編著『下層化する女性たち』勁草書房、pp.1-20。
みわよしこ（2012）『生活保護リアル』日本評論社。
NHK「女性の貧困」取材班（2014）『女性たちの貧困』幻冬舎。
大阪府社会福祉協議会（2015）「平成 26 年度　社会貢献事業　経済的援助事例の報告（３月まで）」。
鈴木大介（2015）『最貧困シングルマザー』朝日文庫。
上野千鶴子（2011）『ケアの社会学―当事者主権の福祉社会へ』太田出版。
Young, Iris （2009）”The Gender Cycle of Vulnerability in the Less Developed World”, Satz-Reich eds. *TOWARD A HUMAN JUSTICE : The Political Philosophy of Susan Moller Okin*, Oxford University Press, pp.223-257.

＜URL 検索＞

北条かや（2014）「『女性の貧困』をエンターテイメントにするな」
http://blogos.com/article/85449/（2015/08/25 閲覧）
厚生労働省（2010）「男女共同参画白書（概要版）平成 22 年度版」
www gender go jp/white paper/h22/gaiyou/html/…/bl-505htm（2015/05/09 閲覧）

――――（2015）「被保護者調査」
www.mh/w.go.jp/toukei/list/74-16.html-llk-2015-04-01（2015/03/01 閲覧）
――――（2011）「平成 23 年度全国母子世帯等調査結果報告」
www.mhlw.go.jp>...>　（2015/05/09 閲覧）
――――（2013）「H25 年国民生活基礎調査の概況」
www.mhiw.go.jp/toukei/list/20-21kekka.html（2015/05/09 閲覧）
内閣府（2009）「平成 21 年度男女共同参画社会の形成状況」（2015/11/14 閲覧）
www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h21/.../inedex.html
――――（2010）「高齢社会白書」
www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/index_w.html（2015/11/14 閲覧）
内閣府男女共同参画局（2010）「生活困難を抱える男女に関する検討会　報告書」
www.gender.go.jp/reseach/kenkyu/.../seikatsukonnan.pdf（2015/11/14 閲覧)
大阪府（2015）「第 3 次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」
www.pref.osaka.lg.jp/attach/.../0.6%203/kouseisoan_gaiyou.pdf（2015/08/25 閲覧）
橘玲（2014）「風俗嬢にもなれない『最貧困女子』問題の解決法とは？」
http://diamond.jp/articles/-/63557（2015/08/25 閲覧）
竹信三恵子（2010）「女性の労働～貧困の現状と課題」
http://web.icu.ac.jp/cgs/2010/10/post_42.html（2015/08/25 閲覧）

A gender analysis of the destitute: Focused on the women suffering from poverty

Mie Shimahara

<Abstract>

This paper aims to show the importance of the care work, which is responsibility of women, through the specific circumstance of the destitute. Recently, the issue of widespread poverty and prevalent income disparity is now a serious social problem in Japan. Especially, the poverty among single mother and elderly women has been regarded as a problem. However, few women desire favors from the support services. Although the “poverty of women” is considered as a social issue, the real lives of them are unknown. This paper studies the connection between the poverty and the care work to argue the current situation of the women suffering from poverty.